

電気設備工事特記仕様書

(R 6. 7改訂)

I. 工事概要

1. 工事場所 福井県勝山市

2. 建物概要

様名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A:	S造	1		第6項口	第(2)項	
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

様別および屋外 工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
電灯設備	●	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○
受変電設備	●	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○
発電設備	●	○	○	○	○
構内情報通信網設備	●	○	○	○	○
構内交換設備	●	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○
映像・音響設備	●	○	○	○	○
拡声設備	●	○	○	○	○
誘導支援設備	●	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	●	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○
駐車場管理設備	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○
火災報知設備	●	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
構内配電線路	(外灯設備も含む)				
構内通信線路					●

4. 別契約の関連工事

○建築関係工事 ○電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事
○その他工事 ()

5. 工期

別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)指定部分 ()

II. 工事仕様

1. 共通仕様

1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。
「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版)」(以下、「標準図」という。)

2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。

3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

2. 特記仕様

1) 項目および特記事項は、㊸、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。
	●近接工事の簡接費等	密接に関係のある同一工事区内の工事と同一施工業者が落れた場合は、両工事を合算したもので落れ後調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当き場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への種手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第6条)
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。
	一般事項	●工事用資材の選定
●設備機材等		本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
●機材等の検査・試験		標準仕様書または改修標準仕様書による。
●工事検査・技術検査		監督職員の指示による。
●工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条)		※評定する。 ○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバホール含む) ○その他)
●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限		本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。
○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認		※2.4時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン) 測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。

